

### 3 耕作放棄地対策<農村振興課>

耕作放棄地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、本県では耕作放棄地の発生防止のため、中山間地域等直接支払制度の活用や重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動を展開し、耕作放棄地の発生防止並びに耕作放棄地の解消に努め、平成30年度においては、124haの耕作放棄地を解消している。

#### ・中山間地域等直接支払制度

本事業により、農業生産条件不利地域を支援し、自立的かつ継続的な農業生産活動等が図られ、新たな耕作放棄地の発生を防止することができた。

#### ・重点推進期間を設定した集中的な再生利用運動

耕作放棄地対策の重点推進期間として、平成30年10月から11月を『農地イキイキ再生週間』として設定し、本期間を中心に企業や一般県民の参加を得て、県内各地で耕作放棄地解消活動及び、普及・啓発活動を集中的に実施し、10地区で228名が参加した。

### 4 特定外来生物の防除<環境企画課>

アライグマやヌートリアなど外来生物による農業・水産業被害や人家への侵入など、県民生活に不安をもたらす事態が確認されたことから、平成18年度及び平成23年度に市町村や関係団体へのアンケート調査やインターネットを通じた情報提供の呼び掛けにより、特定外来生物20種が確認された。平成17年5月にはセアカゴケグモが、平成19年3月にはアルゼンチンアリが生息確認された。また、平成29年8月には、アカカミアリが確認されたが、迅速な対応により拡散はしなかった。

環境大臣の防除の確認を受けた市町村数は、アライグマでは平成29年度に1町が新たに確認を受け計25市町村に、ヌートリアでは1町が新たに確認を受け計26市町村になった。なお、平成30年度には、アライグマ435頭、ヌートリア577頭が捕獲（鳥獣保護管理法に基づく有害捕獲と特定外来生物法の防除の確認による捕獲の合計）された。

## 第2節 野生鳥獣被害への総合的な対策

### 1 科学的・計画的な鳥獣被害対策の推進

#### (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく取組み<環境企画課>

長期的な観点から、安定的な生息数の維持と野生動物による人身被害の防止、農林業被害の軽減及び自然環境の保全を図り、人と野生動物の共存関係を構築することを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の規定に基づきツキノワグマの第二種特定鳥獣管理計画（第二期）を策定した。

ニホンカモシカについては、林業被害等の防除を目的として283頭の個体数調整を行った。

ツキノワグマについては、秋季の主要な餌である堅果類の豊凶調査を実施し、その結果とともに、ツキノワグマによる人身被害を防ぐための普及啓発を行った。

イノシシについては、平成28年度から、これまでの狩猟期間（11/15～3/15）を更に延長（11/1～3/15）し捕獲の推進に努めた。

ニホンジカについても、イノシシと同様に狩猟期間を延長するとともに、狩猟者1人当たりの1日の捕獲頭数の上限を緩和し、捕獲の推進に努めた。

#### (2) ニホンジカの個体数管理<環境企画課>

農林業被害及び自然植生被害の軽減を目的としたニホンジカの個体数調整を実施し、平成30年度は大垣市他18市町村において4,421頭を捕獲した。

#### (3) 寄附講座<環境企画課>

平成24年4月に、岐阜県と岐阜大学が協定を結び鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

平成24年度から28年度までの第一期は、より効果的な野生動物管理施策の実現に向けた助言と提言を行うシンクタンク機関として野生動物の総合的な調査や研究を行い、第二種特定鳥獣管理計画の作成等の県の施策へ反映した。

第二期である平成29年度から令和3年度は、的確かつ効率的な野生動物の被害・保護管理施策を推進するために研究を継続して行うとともに、被害軽減を図るため当該研究成果と被害対策に関する正しい知識や情報を地域へ普及し、地域住民が主体となる体制を作るため、鳥獣対策に取り組む人材の育成を図ることとした。

#### (4) 鳥獣保護管理事業計画<環境企画課>

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣保護区等の指定計画、農林業等の被害防止のための鳥獣の捕獲許可の基準、鳥

獣の生息状況の調査や鳥獣保護管理事業の実施体制等を定めるものである。

平成29年度から5箇年を計画期間とする第12次鳥獣保護管理事業計画を策定した。

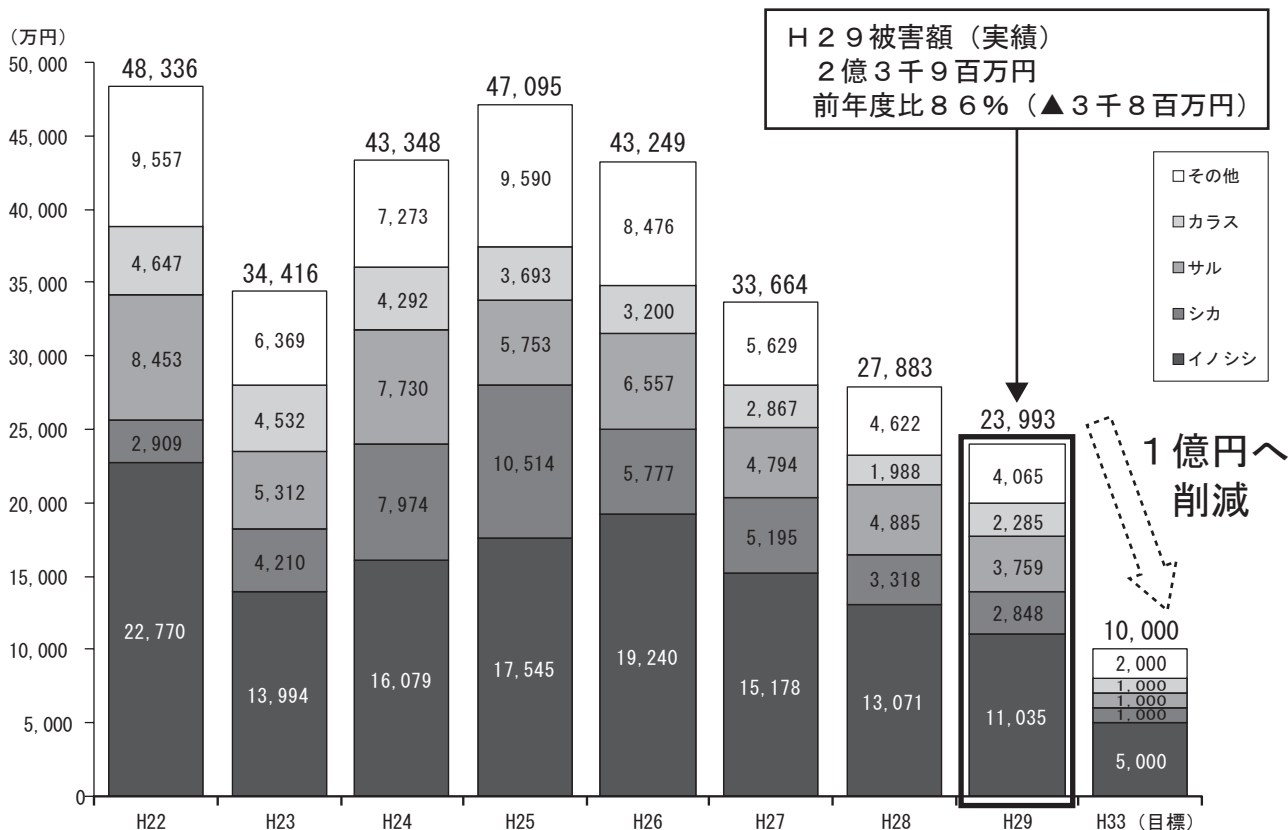
第12次鳥獣保護管理事業計画では、鳥獣保護区の指定については、地域の生物多様性の確保に資するため、計画期間中に期間満了となる62保護区のうち58保護区を再指定することとし、捕獲許可基準については、捕獲時の安全、事故対応や鳥獣の適正な保護・管理に配慮した見直しを行った。

## 2 野生鳥獣の捕獲対策の強化

### (1) 鳥獣被害対策<農村振興課 鳥獣害対策室>

野生鳥獣による農作物被害額については、平成29年度には約2億4千万円となった(図2-4-2)。

図2-4-2 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

県では平成23年1月に「岐阜県鳥獣被害対策本部」を、また各圏域に地域対策本部を設置し、野生鳥獣による農林水産物被害や生活被害の軽減に向けた対策を進めてきた。

具体的な取組みとしては、平成27年度から各農林事務所に新たに「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置(総延長1,989km)や、地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制整備の支援などを実施した。また、農作物の被害対策を現地で指導できる人材の育成を行い、平成19年度から30年度までに719人の相談員を養成した。

### (2) カワウ被害防止対策の推進<農村振興課鳥獣害対策室>

カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、平成30年度は22漁業協同組合及び4地域鳥獣被害防止対策協議会等が行う駆除事業に対して支援した。また、県内の大規模コロニー(営巣地)において、シャープシューティングによる捕獲を行った。さらに、カワウのコロニーにおける追い払い、県内河川のカワウの飛来数並びにカワウのコロニー及びねぐらにおける生息羽数調査を実施した。

## 3 狩猟者確保対策<環境企画課>

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策を進めている。

平成30年度には、狩猟者に継続して狩猟に携わり捕獲の担い手として定着してもらうため、狩猟の手順を指導

者のもと、実地（実際の猟場）で学んでもらう研修会を開催するとともに、狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を目指す方を対象にバスツアーを開催した。

引き続き、狩猟免許試験の土曜日開催（年3回）や免許試験講習会（わな猟・銃猟）をはじめとする各種講習会を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、狩猟者の技術向上等を目的として岐阜県猟友会が実施する事業に補助を行う。

### 第3節 自然とのふれあいと活用

#### 1 長良川システムの保全・継承の仕組みづくり

##### (1) 長良川システムの保全、活用、継承<里川振興課>

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」（長良川システム）として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「G I A H S 鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組みを進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を進化させながら、将来にわたり守り伝えるため、世界農業遺産「清流長良川の鮎」アクションプランに基づく取組みを着実に進める。

図2-4-3 長良川システム



#### 2 身近な水辺の保全

##### (1) 水田魚道の設置促進<農村振興課>

水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、水路間の落差や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置の促進を進めている。平成30年度は、関市で魚道設置研修会を実施し、地域の方へ水田魚道の必要性や効果、設置方法など学んでいただいた。これまでに19地区の水田魚道が設置されている。

##### (2) 環境との調和に配慮した農業農村整備事業の実施<農地整備課>

ホタルやトンボなどが生息する自然環境に配慮した水路や、親水施設、水辺の散策路など身近な自然に親しむことのできる農村空間の整備を、地域の合意形成を図りながら進めている。

#### ア 環境に配慮した農業農村整備事業の実施

農業生産基盤整備事業では、自然環境との調和に配慮した整備を推進しており、地域の生き物調査などから必要に応じて、その地域で守るべき水生生物等の生息環境を考慮した工法を、住民協働にて選定し工事を実施した。

#### イ 生態系保全施設整備推進事業の実施

農業農村整備事業において、地域として保全が必要な生態系に配慮した土地改良施設においてモニタリング調査を実施し、環境配慮工法の検証等を行い、自然と共生する農業農村づくりを推進した。

#### ウ 農村地域のビオトープ化の推進

農村地域に広範に存在するため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、メダカ、ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近なビオトープ空間の整備を行った。

#### エ 自然と親しむ場の整備

二次的な自然を形成しているため池や農業用排水路などの土地改良施設を対象に、地域住民や都市住民が自然とふれあう場となるよう施設を整備し、地域住民が中心となって施設の維持・保全を行った。